都市計画の種類	東京都知事　鈴　木　俊　一
都市計画を定める土地の区域	関係図書の縦覧場所
立川都市計画公園第九・六・一号昭和記念公園	東京都都市計画局総務部（都庁第二本庁舎六階）
追加する部分	
立川市泉町、緑町及び富士見町二丁目各地内	
昭島都市計画公園第九・六・一号昭和記念公園	東京都都市計画局総務部（都庁第二本庁舎六階）
追加する部分	
昭島市福島町字武蔵野北、字武蔵野上、字武蔵野下、字砂川道下、字東野道下、郷地町字北武蔵野、字中武蔵野及び字南武蔵野各地内	

◎東京都告示第千二百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

昭和五十六年十一月二十七日

東京都知事　鈴　木　俊　一

都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
東京都市計画道路幹線街路放射第二号線	削除する部分
	目、豊町六丁目及び中延四丁目各地内
補助線街路第二十六号線	削除する部分
	世田谷区池尻三丁目地内

関係図書の縦覧場所　東京都都市計画局総務部（都庁第二本庁舎六階）

◎東京都告示第千二百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

昭和五十六年十一月二十七日

東京都知事　鈴　木　俊　一

都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
東京都市計画道路補助線街路第五十四号線	追加する部分
	世田谷区船橋六丁目及び八幡山一丁目各地内
	削除する部分
	世田谷区船橋六丁目地内

関係図書の縦覧場所　東京都都市計画局総務部（都庁第二本庁舎六階）

◎東京都告示第千二百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により多摩都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。